

法科大学院教育の更なる改善に向けた検討事項等について(たたき台)

平成21年4月法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)等の主な指摘事項	これまでの主な取組状況	主な検討事項
<p>(1)入学者の質の確保</p> <p>○入学定員の見直し等による競争性の確保</p> <p>現時点で、競争倍率(受験者数/合格者数)が2倍を下回っているなど、競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、<u>早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。</u></p> <p>○適性試験の合格最低基準点の導入</p> <p>適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。</p> <p>統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである。</p>	<p>○入学定員の見直し等による競争性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜における競争倍率(受験者数／合格者数)2倍以上の確保 平成21年度:32校 → 平成23年度:54校 ・入学定員の削減 平成19年度:5,825人→平成23年度:4,571人 ピーク時より△1,254人(約2割)減 ・競争倍率(受験者数／合格者数)2倍以上の確保など、厳格な入学者選抜による実入学者の削減 平成18年度:5,784人→平成23年度:3,620人 ピーク時より△2,164人(約4割)減 <p>○適性試験の合格最低基準点の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性試験の成績が全国総受験者の下位から15%未満の者は入学させない 	<p>○入学者の質の確保に関し、①これまでの取組状況をどう評価するか、②現在推進している方策について改善すべき点はないか、③更なる方策はないか。</p> <p>(検討のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員の適正化が求められているところで、その促進のためにどのようにしたらよいか。(入学定員と実入学者数の乖離は約900人) ・入学者が著しく少ない大学や、入学定員を大幅に下回っている大学に対しどのような対応をすべきか。
<p>(2)修了者の質の確保</p> <p>○共通的な到達目標の設定</p> <p>共通的な到達目標の水準は、<u>すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準(ミニマム・スタンダード)</u>を定めるものであり、各法科大学院においては、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、<u>共通的な到達目標を超える到達目標を設定</u>することが強く期待される。</p> <p>○法学未修者教育の充実</p> <p>法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、法学未修者の修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させることができるような弾力的な取り扱いを行う必要がある。</p> <p>○成績・進級判定の厳格化</p> <p>厳格な成績評価を徹底するため、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、また、これを前提として、<u>G.P.A制度を進級判定や修了認定において積極的に活用</u>することも望まれる。</p>	<p>○共通的な到達目標の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定 <p>○法学未修者教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加(平成22年4月施行) <p>○成績・進級判定の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限修了者の割合 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度:80.6%(4,383人) <ul style="list-style-type: none"> 〔未修:75.1%(2,564人) 既修:90.0%(1,819人) → 平成22年度:73.6%(3,931人) <ul style="list-style-type: none"> 〔未修:64.0%(2,141人) 既修:89.6%(1,790人) 	<p>○修了者の質の確保に関し、①これまでの取組状況をどう評価するか、②現在推進している方策について改善すべき点はないか、③更なる方策はないか。</p> <p>(検討のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了者の質を確保するにあたり、特に未修者の教育状況を改善するためにはどのようにしたらよいか。 ・設定された共通的到達目標の活用を推進するためにはどのようなことが必要か。 ・各法科大学院において質の高い教員を確保していくためにはどのようにしたらよいか。

平成21年4月法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)等の主な指摘事項	これまでの主な取組状況	主な検討事項
<p>(3)組織見直しの促進</p> <p>○入学定員の見直しや統合等の促進</p> <p>法科大学院教育の質の一層の向上のため、例えば、以下のような状況が見られる法科大学院については、<u>自ら主体的に平成22年度の入学者からの入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難 ・志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難 ・修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続 <p>また、上記のような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成22年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取組むことが望まれる。</p> <p>特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合には、<u>他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図ることを積極的に検討する必要がある。</u></p> <p>○財政支援の見直し</p> <p>文部科学省は、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきである。</p>	<p>○入学定員の見直しや統合等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2校が学生募集停止を表明(うち1校は他校との統合) ・入学定員の削減 平成19年度:5,825人→平成23年度:4,571人 ピーク時より△1,254人(約2割)減 <p>○財政支援の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを促進するため、司法試験合格率や入学者選抜の競争倍率を指標として、私学助成を減額。 平成24年度の対象校:6校 大東文化大学、東海大学、明治学院大学、関東学院大学、桐蔭横浜大学、大宮法科大学院大学 	<p>○組織見直しの促進に関し、①これまでの取組状況をどう評価するか、②現在推進している方策について改善すべき点はないか、③更なる方策はないか。</p> <p>(検討のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の財政支援の見直しについて、例えば、入学者選抜の状況等も踏まえて、新たな指標の設定などを検討する必要はないか。 ・深刻な課題を抱える法科大学院に対し、共同実施、統合等を促すための新たな方策についてより具体的に検討することはできないか。
<p>(4)評価システムの改善</p> <p>○認証評価基準・方法の改善</p> <p>認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、<u>適性試験の統一的最低基準の運用状況</u>、<u>厳格な成績評価・修了認定の状況</u>(共通的な到達目標の達成状況を含む)、<u>教員の教育研究上の業績・能力</u>、<u>修了者の進路</u>(司法試験の合格状況を含む)などを<u>重点評価項目とする必要がある</u>。</p> <p>「不適格」の認定については、社会(特に法科大学院への入学を希望する者)に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るために、<u>上記の重点評価項目を踏まながら、評価基準・方法について見直しを行う必要がある。</u></p> <p>○中教審によるフォローアップ</p> <p>各法科大学院において、教育活動が法令に従って適切に行われているか、又改善のための真摯な取組が推進されているかについて、<u>フォローアップを行うための組織を本委員会に設置し、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築する。</u></p>	<p>○認証評価基準・方法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了者の進路等を評価項目に追加、重点評価項目の設定等(平成22年4月施行) <p>○中教審によるフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、結果を公表(これまで5回の調査を実施) 	<p>○評価システムの改善に関し、①これまでの取組状況をどう評価するか、②現在推進している方策について改善すべき点はないか、③更なる方策はないか。</p> <p>(検討のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会における改善状況調査について、特に大きな課題を抱える法科大学院を中心にフォローアップを実施していくべきではないか。 ・修了者の進路状況の把握や就職支援の取組等の強化などについて検討が必要ではないか。